

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		生活保護の開始の決定			
根拠法令及び条項		生活保護法(昭和25年法律第144号)第24条第1項			
所 管 部 課 名		福祉部 福祉課			
審 査 基 準	関係法令等及び条項	生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)			
	基 準	生活保護法による保護の基準に定めるところにより、次の事項について審査し、決定を行うもの。 (1)保護の要否 (2)保護の種類 (3)保護の程度 (4)保護の方法			
	設定年月日	平成9年4月1日	最終変更年月日	平成23年	
	標準処理期間	総日数 14日程度(注:休日は含まない。)			
標 準 処 理 期 間	内 訳	経由機関	日(機関名)		
		協議機関	日(機関名)		
		処分機関	14日		
	設定年月日	平成9年4月1日	最終変更年月日		
備 考					